１１４カードローン取引規定（当座貸越契約）

アイフル株式会社（以下「保証会社」という。）の保証に基づき、株式会社百十四銀行（以下「銀行」という。）とカードローン取引（当座貸越取引、以下「本取引」という。）を行う者（以下「本人」という。）は、本取引規定の定めるところによります。

第１条（本人）

本人とは、本規定を承認し、保証会社を連帯保証人として、銀行所定の申込方法により、「１１４カードローン」（以下「カードローン」という。）利用を申し込み、銀行が審査のうえ利用を承認した方をいいます。

第２条（取引方法）

１．本取引は、銀行本支店のいずれか１ヵ店のみで開設することができるものとします。

２．本取引は、本規定に定める方法による当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。

３．１１４カードローン契約（以下「本契約」という。）に基づく取引は、返済用口座のキャッシュカード、または当座貸越口座のローンカードにより、銀行が利用を認めた現金自動預入支払機・現金自動支払機（以下「ＡＴＭ等」という。）を使用して行うものとします。

第３条（カードの貸与、暗証番号）

１．銀行は、返済用口座で発行済みの本人名義のキャッシュカード、または当座貸越口座専用のローンカード１枚を本人に貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。

２．本人は、銀行所定の方法により届け出た暗証番号を使用できるものとします。

３．本人は、カードを他人に使用されないよう保管するものとします。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理するものとします。

４．カード（カード上の表示事項を含む。以下同じ。）は、本人以外が使用することはできません。また、カードを他人に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

５．本人が、第２項または第３項に違反して、カードを他人に使用された場合の損害は、本人の負担になります。

第４条（カードの紛失、盗難等）

１．（１）カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、本人はすみやかに銀行に通知するものとします。この通知を受けたとき、銀行は直ちに貸越停止の措置を講じます。

（２）この通知前にカードの紛失により生じた損害については、銀行は責任を負いません。

（３）カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた貸越については、次の各号のすべてに該当する場合、銀行は本人に対して当該貸越（手数料や利息を含む。以下同じ。）の支払を求めないものとします。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、銀行への通知が行われていること

② 銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 銀行に対し、警察署への被害届の提出やその他の盗難被害を推測させる事実を確認できるものを提示していること

（４）前項は、当該貸越が本人の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の３０日前の日（ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）以降になされた当該貸越の金額（以下「対象額」という。）につき適用するものとします。ただし、当該貸越が行われたことについて、銀行が善意無過失であり、かつ、本人に過失があることを銀行が証明した場合には、銀行が支払を求めない金額は対象額の４分の３に相当する金額とします。

（５）前２項の規定は、（３）にかかる銀行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貸越が最初に行われた日。）から、２年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。

（６）前３項の規定は、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合には、適用されないものとします。

① 当該貸越が行われたことについて銀行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ 本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合

Ｂ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

Ｃ 本人が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

２．カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り、銀行所定の手続きにより再発行します。

３．再発行手数料は返済口座より自動的に引き落とします。

第５条（取引期間）

１．本取引による当座貸越の有効期間は、この約定締結の日から３年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、さらに３年間延長されるものとし、以降も同様とします。なお、本人が満７５歳に達した日以降は、期間の延長を行わないものとします。

２．銀行が第１項の期間延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。

３．期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。

① 本人がローンカードを保有する場合は銀行に返却するものとします。

② 期間満了日の翌日以降、本取引による新規借入は停止します。

③ 貸越元利金は本取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日に本取引は当然に解約されるものとします。

④ 期間満了日に貸越元利金がない場合は期間満了日の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。

第６条（貸越極度）

１．本人は、貸越極度の範囲で繰り返し借り入れができます。

２．貸越極度は１０万円から８００万円以内の範囲で銀行が決定し、本人宛に書面で通知します。

３．銀行は取引の利用状況等により、貸越極度額を変更することができます。

４．第２項および第３項にかかわらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、新たな貸付を中止することがあります。また弁済金の支払いを滞納した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。

５．第２項および第３項の貸越極度額を超えて銀行が貸越をした場合にもこの規定が適用されるものとします。

第７条（自動融資）

１．自動融資の機能を付与した場合、預金口座が銀行所定の口座振替契約による支払いのため資金不足になったときは、銀行は本取引の貸越極度額の範囲内でその不足相当額をこの当座貸越口座から自動的に払い出し、預金口座に入金するものとします。この際、カードの提示または銀行所定の払戻請求書の提出は不要とします。ただし、預金口座の資金不足が以下の理由による場合は、自動融資の対象にはなりません。なお、マル優限度を設定した口座については、すべての取引が自動融資の対象にはなりません。

① 預金の払い戻し

② 自動つみたて定期預金等の積立

③ 定額自動送金

④ 第９条にもとづく定例弁済

⑤ 一部の税金の支払等の決済など、銀行所定の取引

２．預金口座に総合口座取引契約または百十四ミニ・カードローン契約に基づく当座貸越契約がある場合には、第１項の自動融資は、この当座貸越の利用限度を超える金額について行うものとします。

３．預金口座に対して同日に複数の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超える場合、いずれの請求に対し自動融資を行うかは銀行が任意に定めます。

４．自動融資を行った当日に預金口座に入金があり、その結果、営業終了後の預金口座に、総合口座契約に基づく貸越極度及び百十四ミニ・カードローン契約に基づく貸越極度を含めて資金化残高が発生した場合には、その資金化金額を自動融資金額の範囲内で自動的にカードローン当座貸越口座に戻し入れることとします。

第８条（貸越金利息等）

１．本取引による貸越金の利息（本取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む）は、付利単位を１００円とし、毎月８日（休日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率・方法により計算のうえ、貸越金元金に組み入れます。

２．本人が銀行に対する債務を履行しなかった場合には、その支払うべき金額に対し、年２０％を上限とした割合の損害金を支払うものとします。

３．金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、貸越金の利息および損害金の割合を、一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この場合、銀行の本支店の店頭への表示および銀行ホームページへの掲載その他相当な方法で公表することにより本人に告知するものとし、本人への個別の通知は不要とします。

第９条（定例返済）

１．本取引にもとづく毎月の返済は毎月８日（休日の場合は翌営業日）に前月８日（休日の場合は翌営業日）現在の当座貸越残高に応じて次のとおり返済を行うものとします。ただし、貸越極度額が１０万円以下の場合は定例返済金額の上限を２千円とします。

（貸越極度額　１０万円～８００万円）

前月８日現在の貸越残高	ご返済金額
２千円未満	前月８日現在の残高
２千円以上１０万円以下	２千円
１０万円超　２０万円以下	４千円
２０万円超　３０万円以下	６千円
３０万円超　４０万円以下	８千円
４０万円超　５０万円以下	１万円
５０万円超　１００万円以下	１万５千円
１００万円超　１５０万円以下	２万５千円
１５０万円超　２００万円以下	３万円
２００万円超　３００万円以下	４万円
３００万円超　４００万円以下	５万円
４００万円超	６万円

２．前項にかかわらず、貸越極度額１０万円～８００万円の場合では、当月７日（休日の場合は前営業日）の貸越残高が２千円未満で、かつ前月８日の貸越残高以下の場合には、２千円を限度として当月７日（休日の場合は前営業日）の貸越元利金が返済額となります。また、当月７日（休日の場合は前営業日）の貸越残高が２千円以上で前項の前月８日（休日の場合は翌営業日）の貸越残高に見合う定例返済額以下の場合にはその定例返済額を上限として、当月７日（休日の場合は前営業日）の貸越残高が返済額となります。

３．第６条第３項により貸越極度額を変更する場合、銀行は、第１項、第２項の定例返済金額を変更することができるものとします。

第１０条（自動引落し）

１．第９条による返済は自動引落しの方法によることとし、本取引の預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず引落しを行いますので毎月返済日までに返済額相当額を預金口座に預入れてください。なお万一預入れが遅延した場合銀行は預入れ後いつでも同様の取扱いができるものとします。

２．預金口座の残高が返済額に満たない場合には銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず返済が遅延することになります。

第１１条（任意返済）

第９条による定例返済のほか、本人は当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済することができます。ただし入金額が当座貸越残高相当額範囲内の場合は貸越金の返済に充当しますが、当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額は預金口座に入金します。

第１２条（即時支払）

１．次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知、催告等がなくても貸越元利金等は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。

① 第９条の返済を遅延し、書面等により督促しても翌々月の返済日までに返済額相当を返済しなかったとき。

② 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。

③ 支払の停止または破産、民事再生その他の法的倒産手続開始の申出があったとき。

④ 手形交換所、電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

⑤ 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

⑥ 行方不明となり、銀行から宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

２．次の場合には、銀行からの請求がありしだい、貸越元利金は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。

裏面に続く

① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
② 銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
③ 前各号のほか信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

3．前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど本人の責めに帰すべき事由により、請求が遅配または不着の場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。

第１３条（反社会的勢力の排除）

1．本人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2．本人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為

3．本人が暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、本人は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

4．前項の規定の適用により、本人に損害が生じた場合にも、銀行になんら請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、本人がその責任を負うものとします。

第１４条（解約等）

1．第１２条の第１項、第２項各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行は予めの通知を要せずいつでも貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。

2．本取引が解約された場合に貸越元利金があるときは直ちにそれらを支払うものとします。

3．前２項のほか、第１３条の各号のいずれかに該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、銀行は本取引を停止し、解約することができるものとします。

4．前項により解約した場合、貸越元利金等があるときはそれらを支払うものとします。

5．第３項第４項による解約によって生じた損害については、銀行は責任を負いません。また、この解約により銀行に損害が生じたときは、本人はその損害額を支払うものとします。

第１５条（銀行からの相殺）

1．本人が、本取引による債務を履行しなければならない場合には銀行は貸越元利金等と本人の銀行に対する預金その他債権とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2．前項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により１年を３６５日とし、日割で計算します。

第１６条（本人からの相殺）

1．支払期日にある預金その他銀行に対する債権と本取引による債務とを、その債務の支払期日が未到来であっても、相殺することができます。

2．第１項により相殺する場合、銀行は書面により通知します。
相殺の対象となった預金その他の債権について、次の各号に定める手続きを行うものとします。
（１）証書または通帳が発行されている場合は、届出印を押印のうえ、直ちに銀行に提出すること。
（２）通帳レス口座等、証書または通帳が発行されていない場合は、銀行所定の方法により手続きを行うこと

3．第１項によって相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第１７条（占有物の処分）

本取引による債務を履行しなかった場合には、銀行は占有している本人の動産、手形その他の有価証券（混蔵寄託による共有持分を含む。）を、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の返済に充当できるものとします。

第１８条（債務の返済等にあてる順序）

1．本取引による債務のほかに銀行に対する他の債務がある場合に、銀行から相殺をするときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対して本人は異議を述べないものとします。

2．（１）本取引による債務のほかに銀行に対する他の債務がある場合に、債務の返済または第１６条により相殺するときは、本人はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
（２）（１）による指定がなかったときは、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対して本人は異議を述べないものとします。

3．第２項（１）の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。

4．第２項（２）または第３項によって銀行が指定する債務については、その期限が到来したものとします。

第１９条（危険負担、免責条項等）

1．銀行に差入れた約定書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には銀行の請求により代りの証書等を差し入れるものとします。

2．偽造または変造カードによる貸越については、本人の故意による場合または当該貸越について銀行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合は、本人は、銀行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について銀行の調査に協力するものとします。

第２０条（届出事項の変更）

1．氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは直ちに銀行に書面または銀行が適当と認める方法により届け出るものとします。

2．変更の届出を怠ったため、銀行に最後に届出のあった氏名、住所にあてて銀行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。

第２１条（取引規定の変更）

1．銀行は、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、本規定を変更できるものとします。

2．前項による変更後の規定は、公表の際に定める相当な期間を経過した日以降の本取引から適用されるものとします。

3．前項の相当期間経過前であっても、本人が本取引を行ったときは、銀行は本人が変更事項および新規定を承認したものとみなし、第１項による変更後の規定を適用します。

第２２条（債権譲渡）

1．銀行は、この契約による債権を他の金融機関に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。

2．前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受益者を含む。）の代理人になることがあります。この場合、本人は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第２３条（取引の制限等）

1．本人が、銀行からの確認事項への回答または資料提出の依頼に対し、正当な理由なく指定期日までに応じない場合、新規貸越を制限することがあります。

2．日本国籍を有さず本邦に居住する本人は、銀行の求めに応じ、適法な在留資格および在留期間を銀行所定の方法で届け出るものとします。本人が届け出た在留期間が経過し更新の届出がない場合、銀行は取引の一部を制限することができるものとします。

3．第１項の確認事項への回答、資料提出への対応、取引内容、本人の説明およびその他の事情を考慮して、銀行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
① 不相当に多額もしくは頻繁と認められる現金での借入れ
② その他銀行がリスクが高いと判断した個別の取引

4．第１項から第３項のいずれかの制限を行った場合でも、本人から合理的な説明がなされる等、銀行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消したと認めたときは、銀行は当該制限を速やかに解除します。

5．次の各号のいずれかに該当した場合、銀行は本取引を停止し、または本人に通知してこの契約を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、銀行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
① 口座名義人が存在しないことが判明した場合、または名義人の意思によらず開設されたことが判明した場合
② 本取引が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
③ 法令で定める本人確認等の確認事項、および第１項で定める銀行への回答内容または提出資料が虚偽である場合
④ 本取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあり、銀行が解約を必要と判断した場合
⑤ 本人が申告した利用目的のとおりに口座を利用しなかった場合、または開設後相当期間利用がなく、銀行が届出住所・電話番号に連絡しても応答がない場合
⑥ 前各号のいずれかの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく銀行の確認に応じない場合

第２４条（成年後見人等の届出）

1．本人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見開始がされた場合には、本人またはその成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下「成年後見人等」といいます）は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により銀行に届け出るものとします。

2．本人について、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたときは、本人または任意後見人は、直ちに任意後見人および任意後見監督人の氏名その他銀行所定の事項を届け出るものとします。

3．本人が、この契約締結時点において既に補助、保佐もしくは後見開始の審判、または任意後見監督人の選任審判を受けている場合も、前２項と同様に届け出るものとします。

4．第１項から第３項の届出事項に変更、取消その他の異動が生じた場合も、直ちに届け出るものとします。また、成年後見人等または任意後見人について、次のいずれかに該当する場合も同様とします。
（１）成年後見人等または任意後見人の変更、辞任もしくは解任
（２）成年後見人等または任意後見人について、補助開始、保佐開始、後見開始または任意後見監督人選任の審判

5．第１項から第４項の事由が生じたにもかかわらず届出がされなかったことにより、銀行がその事実を知らずに取引を行った場合、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

以上